

平成30年12月26日

報道各位

新潟市水道局  
(担当：総務部総務課)

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

- 1 被処分者及び処分内容  
被処分者 水道局職員 40歳代 主査  
処分内容 減給
- 2 処分対象事案の概要  
被処分者は、平成30年1月までの約1年の間、水道局発注工事の施工業者の従業員と、当該工事の現場事務所で、勤務時間外に週1回程度、麻雀を行ったことで、警察から任意で取り調べを受けた。  
その結果、賭博の嫌疑で書類送検され、平成30年11月28日、不起訴処分となった。
- 3 処分年月日  
平成30年12月26日
- 4 管理監督責任  
部次長級職員(当時の被処分者の所属長)を文書による嚴重注意とした。
- 5 水道局総務部長 中村直 コメント  
日頃より法令順守の徹底を図ってきた中、当局職員が利害関係者と不適切な行為におよんだことは、公務員としてあるまじき行為であり、市民の皆さまに心よりお詫びいたします。  
今後、このようなことが無きよう、法令順守及び服務規律の確保を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。
- 6 その他  
本件についての問い合わせ対応として、本日20時まで待機いたします。

お問い合わせ先  
水道局総務部総務課長 八代  
電話 025-232-7313 (直通)